

(平成22年4月1日制定)

(平成23年7月1日改正)

姫路市生涯現役活動優秀団体表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生涯現役社会の実現に関する活動に自主的かつ積極的に取り組む団体を顕彰し、その功績を称えることにより、生涯現役に対する市民の一層の意識と理解を深め、もって誰もが生涯にわたり、健やかで自立した生活を送りながら、目的を持っていきいきと活動し、長寿により得られる豊かさを実感できる社会の実現に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象となる団体は、生涯現役社会の実現に関する活動に自主的かつ積極的に取り組み、その功績が顕著な団体とする。

(表彰の種類等)

第3条 表彰の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生涯現役大賞 功績が特に顕著なもの
- (2) 生涯現役賞 功績が顕著なもの

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は、市長が決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、市長が表彰状を授与して行うものとする。

- 2 表彰には、副賞を添えることができる。

(表彰の決定の取消し等)

第6条 市長は、第4条の規定による決定を受けたものに表彰を受けるにふさわしくない行為があったときは、当該決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により表彰の決定を取り消したときは、当該取消しを受けたものに授与した表彰状及び副賞を返還させることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。